

令和5年度第2回古河市上下水道事業運営審議会議事録

I 日 時 令和5年8月24日(木) 午前10時00分から午前11時30分まで

II 場 所 野本電設工業コスモスプラザ多目的室1(古河市役所三和庁舎3階)

III 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

出席した委員(16名)

飯田 明会長、鹿倉 高志副会長

印出 慎也委員、小林 登美子委員、佐々木 里加委員、

高橋 秀彰委員、佐藤 稔委員、園部 増治委員、山中 幸一委員、

平野 正子委員、横山 七恵委員、小林 浩二委員、森 まさ子委員、

白石 幸子委員、長濱 眞由美委員、小山 良子委員

・発言者については匿名につき各委員にアルファベットをふっているが、前回の審議会とは出席委員が異なるため、前回の議事録から改めてアルファベットをふりなおしている。

欠席した委員(2名)

川島 正廣委員、秋葉 邦之委員

IV 出席した事務局

上下水道部長 小木 久、水道課長 荒関 学、水道課副参事 平沢 浩幸、

下水道課長 高森 省吾、下水道課副参事 鶴見 一以、

水道課課長補佐 堀江 努、水道課課長補佐 有馬 雅弘、

水道課係長、玉井 一有、水道課係長 新井 元之助、水道課主幹 浅田 絵梨、

水道課再任用主幹 中田 昌宏、水道課再任用主幹 蒔田 一喜、

水道課主事 松葉 千輝

V 次 第

1 開 会

2 あいさつ・事務連絡

3 議 事

古河市の適正な水道料金の水準について

4 その他

5 閉会

VI 議事内容

1 開 会

(事務局より、開会のあいさつがあった。)

2 事務連絡

(思川開発の事業費変更について事務局より報告があった)

あいさつ

【飯田会長】

改めましてこんにちは。私の住んでいるところは旧総和町の前林というところなのですが、たまたま夜中にそれなりの雨が2回降りました。野菜がもう枯れそうで厳しい状況、全国各地です。水不足ということで、ダムのありがたさがどんどん湧いてくるような感じがします。

今日はですね、第3回の審議会でございます。水道事業というのは市民に対しまして、安定給水、あと健全な経営ですね、これを維持することが当然重要なことでございます。たまたま雨が降ったということでは、私の家の畑の話じゃないですけど、たまたまは許されないと考えます。そこで今日は一番重要な審議会となろうかと思えます。古河市の適正な水道料金の水準、中身につきましては体系と改定の考え方これを十分に審議いただいて、第4回の審議会に繋げてまいりたいと思えます。本日もよろしく願いいたします。

3 議 事

▽古河市の適正な水道料金の水準について

(1) 水道料金の体系の検討

【議 長】※古河市上下水道事業運営審議会条例第5条の規定に基づき、会長が議長に就く。

はい。早速ですが議事に入ります。今日は非常に重要な事項でございますので、一つ一つ進めてまいりたいと思えます。

まず1番の「水道料金の体系の検討」これについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい、お手元の以前送りました、第3回検討会の資料をご覧ください。それでは1ページからの1番、水道料金体系の検討についてご説明いたします。2ページをご覧ください。繰り返しの説明にはなると思いますが、現在の料金体系についてご確認のためご説明いたします。古河市につきましては、①番基本料金と、②番従量料金の二部料金制になってございます。基本料金につきましては口径別となっております。使用水量がない場合でも、料金をいただくものです。考え方といたしまして、水道水を供給する上で維持管理費などの水量に左右されずに発生する固定費の財源となるものがこちらの基本料金になってございます。金額につきましては消費税込となっております。13mmが605円、20mmが704円、25mmが803円、30mmが2,002円、40mmが3,421円、50mmが6,182円、75mmが13,090円、100mmにつきましては23,155円、以上の8種類の口径別料金になってございます。

続きまして従量料金につきましては、使用水量に対して料金をいただくもので、段階的に単価が決まっております。考え方といたしまして、水道水を供給する上で、薬品費や電気料などの水量に応じて

発生する変動費の財源となるものが、こちらの従量料金となってございます。こちらも消費税込となっております。10立米以下のものにつきましては、税込で77円、10立米を超え、50立米以下のものにつきましては、176円、ほとんどの家庭はここまでの使用水量だと思われます。50立米を超え、100立米以下のものにつきましては187円、100立米を超えるものにつきましては、立米当たり198円、の4段階となっております。こちら毎月検針すると思いますが、そのときの使用水量となっております。

次に(2)契約者の状況でございます。8種類の口径別で表現しております。古河市では13mmが全体の20.5%、20ミリが全体の75.9%、25mmが全体の2.5%で、この3種類の口径で98.9%を占めてございまして、ほとんどの住宅店舗などはこちらになってございます。30mmから100mmまでの口径につきましては、会社や工業、学校などとなっております。以上のことから現行料金体系は、二部料金制として基本料金は主に一般家庭が使用する13mmから25mmまでの部分を低く設定してございます。従量料金につきましては、逡増制・四段階にすることで、一般家庭が使用する水量帯を低く設定してございます。これまでの古河市の水道料金設定の考えといたしましては、一般家庭への配慮となっておりますが、県内で供給単価、1立米当たりの料金を比較しますと、最も安いのは古河市となっていることから、他団体と比較しまして、事業者、工場の水量帯も安く設定している状況であるといえます。また現在の料金体系では、他団体と比較して安価な料金と、事業の健全な経営が両立しているバランスの良い状態にあると考えております。

以上のことを踏まえまして、3ページをご覧ください。(3)料金改定の料金体系への反映になります。前回の審議会で、改定率の目安といたしまして8.5%という数字をお示しいたしました。これをどのように料金体系に反映させたいかを、委員の皆様方で審議をお願いしたいと考えております。3つのパターンが考えられますので、それぞれ説明させていただきます。基本的には事務局といたしましては、現行の基本料金と従量料金の二部料金制で考えております。まず上からいきますけれども、1つ目といたしまして、基本料金のみを改定するパターンでございます。基本料金は使用水量に関わらず、必ずお支払いいただく料金となっております。これのみで改定いたしますと、使用水量が少ない使用者ほど、改定の影響が出てしまう恐れがあります。また、改定率が大幅に上昇してしまう恐れがあります。30%前後になると見込まれておりますが、あくまでも数字の見た目の問題でございまして、参考としていただきたいと思います。給水収益が使用水量に左右されない面もあります。

2つ目といたしまして、従量料金のみを改定するパターンでございます。従量料金は、使用した水量に対していただく料金となっております。使用水量が多い使用者ほど、改定の影響を受けることになります。従量料金のみを改定の場合には、改定率が若干低下することが考えられます。目安では8%前後になると見込まれますが、これもあくまでも数字の見た目の問題でございまして、参考でございます。給水収益が使用水量に左右されるため、収入が安定しない場合が考えられます。

3つ目といたしまして、基本料金と従量料金の両方を改定するパターンでございます。こちらにつきましては、一律に改定率を適用することで、どの口径であっても公平に改定できるのかなと考えてございます。また、現行の基本料金と従量料金のバランスを維持することができるのではないかと考えております。加えて、水道料金が固定費と変動費の両方に配賦されてバランスがいいのかなと思います。

以上のことから、現行の二部料金制を採用して、負担の公平性確保と料金体系を明確化しまして、基本料金および従量料金を改定することで、負担の公平性と収益の安定性を確保するというように考えたかどうか、という提案になります。ここまでで各委員様方のご意見等を伺いたいと思いますので、議長よろしく願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございました。非常に重要な部分でございますので、じっくりと委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。基本料金のみ改定、あとは従量料金のみ改定、両方二つの料金をセットにした改定。事務局としましては、現行の二部料金制の中をバランスよく改定していくのが望ましいという提案でございます。委員の皆さんの中で、ご意見があれば挙手をお願いします。

単純に8%ほどの改定率というのが前回出ていますけども、基本料金を単純に8%、従量料金も8%で基本料金と従量料金ってなった場合は、そのバランスはどうなるかちょっと教えてもらっていいですか。

【事務局】

はい、ご質問ありがとうございます。基本料金と従量料金のバランスということで今のところではですね、年間の収入が大体23億円ございます。それに対して基本料金が5億円、従量料金が18億円ということで、大体基本料金がですね33%程度で残りが従量料金ということで、県内比較すると基本料金と従量料金のバランスっていうのは様々ございまして、古河市は基本料金メーター口径別になっているところがございますが、場所によっては家庭用がいくら、工場用がいくらっていうのを用途別に分けているところとかもありまして、ここの基本料金と従量料金のバランスというのは様々でございます。先ほど申し上げました通りですね、本来であれば基本料金というのは固定費、水を使おうが使わまいが、かかる費用に対して配賦されるべき費用ではあります。ただ、基本料金をその通りにやってしまうとですね、かなり基本料金が増額しますので、特に水量が少ない一般家庭・一人暮らしの方に多大な負担やしわよせが行くような体系になってしまいます。古河市の場合は、支出における固定費の割合というのが85%なのですけれども、85%基本料金ってなると、これは相当な負担になってしまいますので、基本料金はなるべく低くした方が、一般家庭等の配慮もできるということで古河市は現在の体系になっていると。こういった中で古河市は、他団体と比べてまず料金が低く設定されているということ、あとは毎年の、今度ダムの負担の方も始まれば少し苦しくなってしまうんですけども、現在の経営状況からするとかなり優良な公営企業であるということで、安価な料金、そして健全な経営が両立できているというように捉えておりますので、このバランスを維持できればいいのかなというのが事務局の考え方でございます。以上でございます。

【議長】

はい、結果的には基本料金をやや薄く、従量料金をやや厚くした中で相殺して8%、そういう解釈ですか。

【事務局】

はい、そうですね、基本料金・従量料金両方とも同率で上げると、そのバランスもそのまま膨れるという状態なので、今のバランスを維持するというようなイメージになります。

【議長】

繰り返しのようになってしまって申し訳ないです。基本料金×8%・従量料金×8%というあくまでもまだ試算の段階で、具体的には数値を弾いていただければ結構なんですけど、両方に8%ずつかけるか、極端に言えば5%と10%、従量料金の方は10%にするか、そういう解釈はちょっと私の誤りなのでしょうか。

【事務局】

まず目的としてはこれだけ必要ですよ、後でいくら料金が必要ですよ、というそこが目的であって、なのでその基本料金8%・従量料金8%とやると、その通りいくわけではないので、あくまでも必要な額まで上げるという意味で、必要な額が例えば今23億円のところが25億円必要ですよとなった場合は、プラス2億円を従量料金と基本料金で賄うということになるのですけれども、一律が例えば8%でなくて7%かもしれないし、6%かもしれないのですけれども、この必要額を賄う%を基本料金と従量料金で等しく割って一律上げるというのが、住民の方もわかりやすいのかなと。基本料金は何%ですよ、従量料金は何%ですよというよりはわかりやすいのかなというような考えです。以上です。

【議長】

結果的には2億円程度料金の方から収益を上げる。その中で基本料金と従量料金の料金体系を算定して考えていくということで、ここで具体的に審議会の中で何%というのはまだまだ出る段階ではないと思いますけども、そういう考え方のもと二部制で検討したいということだと思います。さっきのやりとりを踏まえまして、委員の皆さんからまたご意見があれば頂戴したいと思います。

はいどうぞ。

【D委員】

Dです、よろしくお願いたします。現行の料金体系です、やはり基本料金の部分でも一般家庭が使用する量水器口径の13mmから25mmまでの区分を低額に設定する非常に大事な観点であります。一方で、従量料金は逓増制料金体系、使用者負担に配慮をしつつという点も非常に重要で、一般家庭が使用する水量帯を低額に設定している。これはもう非常に大事な観点でありますので、現行の二部料金制、基本料金と従量料金を採用するという今回の提案で先ほどおっしゃった、非常に良いんじゃないかと思いますが、8.5%の料金の改定をした場合ですね、現行の量水器口径20mmの一覧表をいただきました。全県の44団体のランクづけみたいなものがありましたね、あれを見ると、下から1、2、3番目ぐらいに古河市が非常に安価な料金体系に位置づけとしてはあると。これを8.5%に改定したときに、シミュレーションというか予言としてどのへんの位置づけに古河市がなるのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

【事務局】

はい、ご質問ありがとうございます。D委員のご質問にお答えいたします。第1回の検討会の資料の方ですね、先ほどおっしゃられた通り古河市の水道料金についてというところで、県内と全国平均、茨城平均との比較表を出したところがございます。古河市は現在では3,234円ですね、一般家庭が1ヶ月に使う量で概ねモデルケースとなるのが大体20立米ということでそれでやると3,234円

で、茨城県内では3位となります。で、全国平均が3,574円、そして茨城県平均が4,295円となります。で、仮に8.5%上げたとなると、単純計算になってしまうのですが、3,234円の8.5%プラスとすると3,509円ということになります。これがどの程度なのかというところでございますけれども、東海村さんが3,382円で、小美玉市さんが3,553円で、東海村さんが6位ということで、県内で7位ということになります。以上でございます。

【D委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にご意見があればお願いします。はい、どうぞ。

【E委員】

Eです。よろしく申し上げます。私、自分のメーターのデータを見ましてね、8.5%ってどれぐらいなのかなっていう実際にどれぐらいの負担金額かが出ないとなかなかイメージが湧かなくて、そして上水道の方だけど、約300円上がるんですね、両方で600円ぐらい。その金額を見たときに「え。」とは思わない感じだったので個人としましては、だから先ほどのご説明の内容での3パターンの3番目ですか。その形がって言ってもですね、とんでもない数字だって思う市民はいないんじゃないかなと個人的には感じました。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。事務局の方で何か、補足説明があればお願いします。

【事務局】

E委員さん、ご意見ありがとうございます。ちょっと補足といいますか、下水道料金の方は今回改定になりませんので水道料金のみとなるので、E委員さんのお宅では大体300円程度ということでした。参考といたしまして、最近の他団体の改定データということで、最近では水戸市さんですと11%とか、行方市さんだと20%、龍ヶ崎市・牛久市・取手市・利根町さんに配水している県南広域水道企業団では、令和4年度から23%の増ということで、近年の人口減少ですとか施設の更新等で料金改定に踏み切るという団体が増加している中で、8.5%という数値は比較的低い方の改定率なのかなと考えてございます。以上でございます。

【議長】

はい、ありがとうございます。他になければ2番の方でも、1番と密接に絡む事項でございますので、2番に入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

はい。次の2番、「水道料金改定の考え方、料金改定の時期」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい。では引き続き説明いたします。4ページからの2番、水道料金改定の考え方についてご説明いたします。5ページをご覧ください。(1) 料金改定の時期になります。料金改定の時期につきましては、委員の皆様方で審議をお願いしたいと考えておりますが、説明させていただきます。水資源開発費用の発生に合わせて料金改定を実施することで、損益黒字を維持することができます。万が一思

川開発に遅延が生じた場合、水源開発費用負担も先送りとなりまして、現在の経営状況を維持することができます。令和6年度に思川開発終了の見込みに伴いまして、安定水利権を取得することができます。それに伴い、令和7年度から年額3.7億円の費用が発生いたします。この約2億円を料金改定をしまして徴収する予定となっておりますが、事業終了はまだ見込みであって終了しておりません。今の段階では料金改定の時期につきましても、水源開発費用負担の発生に合わせて、実施することが望ましいと考えられます。はっきりここでは言わないで、ダムが開発が全て終われば料金も費用も確定しますので、それから上げた方がいいという表現でいいのかなと思っております。以上提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございました。ここは2番の中でも(1)料金の改定時期についてまずひと区切りいたします。ですから、令和7年度が予定でございますけれども、それが8年にずれ9年にずれた場合は、料金改定もそれに伴って遅らせる、というような事務局の説明でございます。委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。はい、D委員。

【D委員】

すいません。今、水道料金の考え方ということで入りましたが、ちょっと冒頭に、昨日の全協(全員協議会の略)でご説明いただいた内容に戻ってもいいですかね。1点だけちょっと伺いたんですが、思川開発事業の総事業費の増額変更ということでお話がありました。事業費変更額が200億円の増額ということで、これは社会的要因の変化、物価変動等の要因でもって変更前の1,850億円から2,050億円に変更になると。先ほどですね、第1回検討会でのシミュレーションがありました財政シミュレーションの中で、先ほどの説明では全部そのことも配慮した内容だというお話でしたので、当初令和7年度から水源開発費用が発生をしてきて、年額約3.7億円でしたっけ、そこもですね、今回の事業費の増額変更によってですね、その辺どのように変動というか、影響が出るのか出ないのかですね、そこをちょっとご説明いただきたいと思います。

【事務局】

はい、ご質問ありがとうございます。D委員のご質問にお答えいたします。今回は、ダムの総事業費が変更になったということで、こちらはダムの建設負担金が増額するということになります。古河市の負担といたしまして、先ほどの資料でございます通り4番、一番下ですね、変更前は建設負担金総額で約84億円のところが、変更後は約89億円ということで、5億円の増額と。こちらを30年で返済を考えてございますので、大体年間1,600万円~1,700万円弱程度ですね、増額となったということになります。あくまでもこれは総事業費、計画額になってございますので、精算した結果ですね、契約差金等もございますので、内輪に収まることなのでもう少し下がるのかなということはあるんですけども、計画額ベースでは単年度で大体1,700万円弱の増額となります。先ほどD委員もおっしゃっていましたが、昨年11月頃ですね、水資源機構の方から200億円程度増額する見込みだということでお話をいただいております。国土交通省の認可が下りたので正式に発表させていただいたんですけども、その頃から料金改定の検討会の資料を作成するにあたって、手戻りになってしまわないようにですね、あくまで見込み額ということで、資料には総事業費1,850億と謳ってありま

すけれども、財政シミュレーションの負担金の金額につきましては、2,050億の負担金で計算をしてやっておりますので、このまま継続して大丈夫ということになってございます。以上でございます。

【D委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にはございませんか。言い換えれば2億円は、料金改定で増収を予定するとか、あと若干変動分の減債積立金1億円は毎年支出するわけですけど、その他の7,000万円については、収益分が増えたり減ったりする中で弾力的に対応できるということですよ。

【事務局】

はい、ありがとうございます。議長のご質問にお答えします。3億7,000万円の負担金に対しまして、その財源という話なんですけれども、今は減債積立金ということで利益の方から毎年積み立てを行っているもの、こちらが大体令和7年度には大体25億円はご準備できるかなというところまでできております。その先も積み立てられれば積み立てていくので計画としては、この3億7,000万円、単年度の支払いに対して減債積立金は準備していたお金を1億円入れます。そうすると残りが2億7,000万円ということで、今回仮に8.5%をやった場合は、その増収分が大体1億9,000万円となります。なので、2億7,000万円から1億9,000万円を引くとまだ8,000万円足りないというような状態になるんですけれども、この8,000万円については、現在出ている利益の方で対応するというところで、今まで準備してきた減債積立金1億円と、現在の利益での対応が8,000万円ほどで合計1億8,000万円、そして今回の値上げ分ということで1億9,000万円を大体50%50%程度の割合で負担できればというところの資料になってございます。以上でございます。

【議長】

はい、再度の説明ありがとうございます。今回の5億円で、年間1,700万円も加味しているので問題ないんですけど、何らかの事情で数字が動いてもそこら辺は十分想定内ということで進められるということだと思います。他にありますでしょうか。なければですね、最後のところの2番「料金の改定方法」こちらの方に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、6ページをご覧ください。(2)料金改定の方法になります。前回の改定では、一度に上げるのは水道使用者の負担が大きいと考え、確か平成22年度ぐらいだったと思うのですが、二段階で料金改定を実施してございます。そのときは2年かけて二段階で料金改定をしてございます。今回の改定もどのようにするのかを検討する必要があります。資料をご覧ください。料金改定による水道使用者への急激な負担増を軽減する方法として、段階的な料金改定が有効でございます。段階的な改定の場合、当初の改定時において収益が減少するものの、利益剰余金を確保していることで、直ちに経営は悪化しないと考えております。二段階で改定しても、利益剰余金の弾力的な活用により、段階的な条例改正も可能であると考えております。左の表が、8.5%仮にですけども、一度で上げた場合におきましても、損益がプラスのままの見込みとなってございます。また右の表で、例えば1年おきに二段階で上げるというパターンで、令和7年度に4%、令和8年度に4.5%例えばの例ですけども、こ

れで上げた場合においてもですね、令和7年度、一時的に損益がマイナスに若干なりますけども、以後プラスに転じていくことができると考えております。簡単ではございますが、ここまでが説明になりますので、皆さんのご意見の方よろしく願いいたします。

【議長】

はい。段階的に上げたい、上げていければ前回の合併時の料金改定も二段階、ちなみに合併時は続けて令和7年8年っていう2ヶ年連続で上げるシミュレーションになっていますけど、合併時も同様だったのででしょうか。

【事務局】

はい、議長のご質問にお答えします。前回の料金改定につきましては、合併後の旧三地区で別料金体系となっていたものの格差是正を年頭にですね、平成20年と22年の2ヶ年で、平均36.8%の増額改定となっております。第一段階が平成20年、第二段階が、その2年後の平成22年に改定を実施したとなっております。以上でございます。

【議長】

合併時はかなりの急激な値上げというのを避けるために、特にそういう二段階様式をとったんだと思うんですけども、今回の一段階よりは二段階の方が市民の皆様の費用負担が一気じゃないため実質的に軽減され、そういう配慮も若干できるのかなとは思いますが、続けて上げる・上げないも含めて各委員の皆様には、最終的にこの部分については一人一人ご意見を頂戴したいと考えますが、事務局の方でいかがでしょうか。

【事務局】

会長のおっしゃる通り、皆さんのご意見も聞きたいところでありますので、よろしく願いします。

【議長】

説明の中でね、ちょっとわからない場合は順番に委員さんにいったときに質問して、そこで答えをちょうだいしてもよろしいかと思えます。こちらのA委員の方からご意見を頂戴したく存じます。

【A委員】

Aです、ご説明ありがとうございます。料金改定については二段階での料金改定に賛成という意見で、よろしく願いいたします。ちなみにこの二段階以外、一段階と二段階だと二段階の方が市民の負担がわずかに下がると思うんですが、これは例えば三段階、四段階っていうのは可能なものなんでしょうか。その点だけお願いいたします。

【事務局】

はい、A委員ありがとうございます。A委員のご質問にお答えします。この表をちょっとご覧いただければと思うんですけども、青い折れ線が赤字か黒字か。緑の棒グラフが、今までの利益を積み立ててきていたものです。で、青が減ると緑が減ると、要は赤字が出ると緑からその補填をしなくては行けないので、赤字がずっと続くとこの緑がどんどん減っていきまして、最終的にはマイナスぶって累積赤字ということで本当の赤字企業になってしまうということで、こちらちょっとご覧いただきますと、7年度に約半分の4%上げた場合は少し赤字になってしまっていて、緑がちょっと減ります。で、

8年度については、料金をマックスまで上げた段階でまた利益が戻ったので、緑も戻ってそこから一律戻っていると。なので、先延ばしにするほど、この緑で対応しなくてはいけないというところではあります。ただ、例えば三段階にした場合でも7年度に4%だった場合は少しの赤字、ということは8年度にもう少し上げれば、トントンか黒字には足踏み出せるっていうところで、苦しいけれどもやっつけていけるっていう状態になると。ただやっぱりそうすると、利益から積立金をしたりもするので、将来の備えが少しおろそかになるっていうデメリットもあると。で、この緑の方が10億円というのをなんで10億円にしているかというところ、災害とかで料金が全く入ってこなくても、しばらくは耐えられるように10億円を必ず維持するように経営を行っているところです。年間収益が23億ってことで大体半分の10億円を確保することで、何かあっても大丈夫なようにしているということで、何かあっても大丈夫なお金にどれだけ頼るかっていうところなんですけれども、そういう意味では不可能ではないけれども、将来への備えとか何かあったときの備えに少し頼ることになるというような回答になります。よろしくお祈りします。

【A委員】

ありがとうございます。

【議長】

はい、B委員。

【B委員】

Bでございます。まずもって丁寧なご説明を誠にありがとうございました。私も事業費の変更額、200億円というのは相当な衝撃がございましたが、既に事務局の方ではそれも見込んで試算をさせていただいたことを伺っておりますので、ご配慮いただいたと思っております。本当に確認になりますが、8.5%という数字が何度か出ているかとは思いますが、最大で8.5%というお考えで間違いはないかなと思ってます。例えばここで仮に8.5と言いましたけど、実は蓋を開けたら9%でしたってならないように、想定をマックスにしたときに8.5%っていうことで、しかも二段階にするということ、こちらの6ページを見ますと、8.5%だったときに、第一段階を4%上げた。ひょっとすると、次は1%プラスになる可能性っていうのもゼロではないという考えでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、B委員ありがとうございます、ご質問にお答えします。この財政シミュレーションにつきましては、やはり予測でございますので、堅く見てあるところでございます。あまり堅く見すぎると今度は逆に上げすぎちゃうってところもあってなかなか難しい調整ではあるのですが、収入について主な特徴として、やはり人口減少で水量が少し減っていくような想定で、かつ減りすぎないように、現実的な路線ではあります。支出については、やはり南摩ダムの負担金による大きな影響があるのですけれども、精算前ということ、マックスかかるお金で見込んであるということ。あと維持管理負担金ですとか要は建設費以外の今後かかっていくお金も、ちょっと大目に見てあるようなところです。その他の支出についても、これだけかかるだろうというところに若干プラスっていう感じで見込んであるので、収入は少し堅めに、支出はもう少し堅めについていうところで、そういった意味では、8.5%がアッパーであって、収入についてもこれ以上下がることはないかなっていうところ、支

出についてはここから下がるだろうというようなイメージで大丈夫ですので、8.5%がアップーということで二段階で上げた場合のメリットとして、やはりちょっと検証ができることが挙げられます。これだけ見込んでいたけど、実際その年度になったら結構大丈夫だっていうことになりかねないので、二段階でできるメリットとしては、一段階目に上げてみてこのぐらいでしたと。じゃあ予定通りいこうかってなるのか、もう少し下げようかってなるのか、はたまたもういいかってなるのかっていう、そういった検証もできると思いますので、そういったメリットがあるのかなというように考えております。以上でございます。

【B委員】

ありがとうございました。ということは、E委員ももしかすると300円の負担ではなく、200円の負担で済む可能性もあるということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【B委員】

はい、ありがとうございました。

【議長】

次C委員なのですがちょっとその前に、二段階で検証をする場合は、7年上げて8年上げた連続で上げる中の検証でいいのか、合併のときの7年上げました、8年は検証して9年どうするかという、一連をおくべきなのかどうなのかっていうところはいかがでしょうか。

【事務局】

はい、議長のご質問にお答えします。やはり検証期間後は条例改正もございますので、そういった意味では前回の改定時同様に、一定期間空いている方がより検証ができますので、そういったところも踏まえてですね、ご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

【議長】

はい。先ほどの事務局の説明に基づいて、C委員の方からのご発言を求めます。

【C委員】

はい、Cです。今日のご説明どうもありがとうございます。先ほど議長の方からもお話があった、合併時の値上げのことで高齢者の皆様から、特に旧古河の皆様から「また上がるの。」みたいな感じでお話をいただいて、それとちょっと旧古河の皆さんがおっしゃるには、水のお味ですけど、もちろん浄水場の方というか51項目ですか、検査項目いつもクリアされていて素晴らしいことだと思うのですが、浄水場でせつかく水質が上がったものですね、古い水道管を通ってくることによって、どうしてもそこで水質がまた落ちてしまうのではないかと、っていうふうに旧古河の方々がおっしゃっていました。旧古河がおそらく一番古い水道管になってきますよね、それとあと合併前は旧古河が一番水道料金がお安かったっていうことをお聞きしていて、そこで先ほどおっしゃったように30%以上水道料金が上がったって記憶がおありになるようで、今回第1回の検討会でも話があった布設替えですね、まだ現段階で330kmの水道管が耐用年数を経過して、今後20年間で550kmぐらいの管路が徐々に耐用年数を迎えるということで、旧古河だけでなく旧総和・旧三和もですけど、水道管

の布設替えは大体何十年後ぐらいに終わるような予定ですか。それを急いでいただけると嬉しいなっというお話があったのですけど。

【事務局】

はい、C委員ありがとうございます。ご質問にお答えします。まず合併時の料金改定につきましては、三地区の格差是正ということで、水道事業と下水道事業などは人口密度商売と言われるものでして、1つ管を埋めたときにどれだけこの管に対して人が張り付くか、張りつけば張りつくほど収益が上がるということで、旧古河・旧総和地区のどちらかという西よりの方については人口密度が高いので、料金も低くやっていると。逆に三和地区の方では人口密度が低いので、それだけ料金も高くなるを得ないという立地条件が違う中での格差是正となったことで、やはり三和は少し安くなって、総和が上がって、古河は大きく上がってというようなのが前回のところでございます。なので、特にやっぱり前回の旧古河地区の皆様におかれましては、今回も改定案となると「え。」ってなるのはお気持ち確かに分かるかなというところでございます。ただ、やはり安定水利権がない中で安かったという部分でもあります。思川、現段階では総和地区と古河地区が最初に思川開発の恩恵を受けるということになりますので、そういった意味では、いよいよ水利権が手に入って安全度が上がる中でご負担をいただかなくてはならないというところなんですけれども、今日お配りした広報誌等でもですね、毎回思川開発について、今回は料金改定の検討を始めたという記事も載せましたけれども、こういったことを年2回ですけれどもしっかり情報発信をしていくということ、他のインターネットとかSNSとかそういったものでも出せるものがあれば有効なものがあればですね、どんどん情報を出してご理解を得られるようにですね、先ほどE委員さんがこのぐらいで済むのかっていう印象があったということでおっしゃっていましたが、そのように皆さんに思っていたけようにですね、情報発信をしていただきたいと思います。思っております。

管路と水質については、専門の者に回答させます。先ほどの布設替えの件ですけれども、現在旧古河と旧総和の方にはですね、石綿セメント管がまだ残存しておりまして、そちらの方を年間7km程度の布設替えを行っております。それが終われば順次老朽化した管の布設替えもございますけれども、実際延長の方は約1,000kmありますので、今の大体7km程度でやると、100年以上かかるような状態です。この状況は古河市だけじゃなくてですね、全国の水道事業体もそういう状況でありまして、水道協会の方の試算ですと、大体130年ぐらいかかるんじゃないかということで試算の方はされております。布設替えの方はそんな状況になっております。

【議長】

C委員は原則は2段階ということによろしいですか。

【C委員】

はい、ありがとうございました。

【議長】

D委員お願いします。

【D委員】

料金改定の方法ということでご説明をいただきました。水道利用者へのですね、急激な負担増を軽

減するという意味合いにおいて、段階的な料金改定が有効なんだということで、8.5%を令和7年に4.0%、令和8年に4.5%というふうに分ける。これも先ほど議長とのやりとりの中で、前回平成20年、22年の2年後に改定したという話がありました。段階的な料金改定非常に大事な観点ではありますが、例えば令和7年、令和8年っていう矢継ぎ早に改定をしたときに、水道使用者、受け取る側がですね、上がった翌年にまた改定されるということの抵抗感っていうのが非常に私想像しますとですね、いかななものかなっていう気もしないでもないですよ。それへんはちょっと悩ましいところがあるかなと。どうせ上がるのであれば、改定するのであれば一挙にやってしまうのか非常に悩むところですが、もし段階的にやるのであればですね、もう少し間合いをとった方がいいのかなっていう気はしないでもないですね。やっぱり様々なバランスを考えて案として出してきていただいているわけですが、やっぱり水道使用者側の立ち位置に立ってですね、よく吟味していく必要があるのかなっていうふうに思いますので、よろしく願いいたします。結論は、段階的にやっていくのがいいじゃないでしょうかね。

【議長】

ありがとうございました。次はE委員というところですが、1時間経ちましたので少し休憩をとりたいと思います。

約5分間の休憩をはさむ

【議長】

委員の方が着座完了しましたので、再開させていただきます。続きまして、E委員の方からご発言をお願いします。

【E委員】

はい。先ほど私個人的にですね、2人暮らしの細々とした生活の中で300円という数字を出してしまっただけですけども、実際には6人家族とか8人家族もいらっしゃるわけで、そうすると500円とか600円とか、場合によっては1,000円近く上がってしまうと思うんですね。そういう家庭があるので、どちらを選ぶかといったら二段階の方を選んでいただければというふうに思います。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。F委員をお願いします。

【F委員】

Fでございます。料金改定の考え方について丁寧にご説明していただきましてありがとうございます。今回思川の安定水利権の取得ということで、水源開発費用の発生に伴う値上げということになります。合併時における激変緩和措置ということで1年間を空けて検証した結果、それに基づいて上げるということで行われていると思いますが、今回は水源開発費用に充てるのに8.5%かかるということですので、このことについては最初に周知徹底をよくしていただいて、一気に上げるのではなくて激変緩和措置で二段階に分けて上げるようにしますからということにしないと、「何だ、また上げるのか」ということになりますので、その点に配慮していただいて、二段階でお願いをしたいと思います。また、公営企業で安定供給ということもありますので、浄水場の老朽

化等もあると思います。この辺も含めまして、思川開発費用だけではない他の費用も発生してくると思いますので、そういった点にも配慮して、この値上げのことについては丁寧に説明をお願いしたいと思います。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。G委員お願いします。

【G委員】

はい。Gでございます。よろしくお願いいいたします。二つの中で選べということだと思いますので、私の方では皆様と同様にですね、二段階の改定の方でお願いできればというふうに希望いたします。改まったその他質問はございません。よろしくお願いいいたします。

【議長】

はい、ありがとうございました。こちらからH委員、お願いします。

【H委員】

Hです。私も二段階の方で、やっていただけたらと思います。それで先ほどE委員さんの方から、我が家で計算しましてっていう話がありましたけど、私の家は実は7人家族なんですね。E委員が言ったのですぐ計算し直しましたが、うちでも7人で304円の増です。そういう形ですけど、二段階でやりますと143円とか161円の増でクリアできるのかなと思っております。それが一点と、もう一つは第1回の検討会で、古河市の水道料金についての中の契約者状況というのは、令和4年の10月のデータでいただいたんですけども、今回は令和5年7月のデータということでいただきました。計算してみますと、この人口減少の中で、実は7ヶ月で432世帯増になっているんですね。増になったのは大変ありがたいことでどんどん収益になりますけど、今減少状態ですので、こちら辺の計算はどうだったのでしょうか、ちょっとそこのとこだけお聞きしたいんですけども。

【事務局】

はい、H委員ありがとうございます。ご質問にお答えします。実は古河市では給水戸数はずっと増で継続しているところでございます。ですが人口は減っていて、このところコロナウイルスの関係で生活様式が変化しているので、水道の需要がかなり多くなってきているので検証が難しいのですが、人口減に伴って水道の水需要が減っていった傾向は確認されております。ただそれに対して給水戸数は増えているということで、新築ですとかアパート、こういったものがどんどん増えているというような状況です。なので、一人暮らしの方とか、古河市内から古河市内に移動されていたりとか、そういったことで古河市全体の人口は減っているけれども戸数は増えていると、こういったような現状でございます。以上でございます。

【H委員】

そうしますと、空き家が大変多くなってきているのが古河地区の西口側なんかは特に多いですけども、そうしますと相続をしないままそのまま、水道は使っていませんけど基本料金だけ払っているという家も、なきにしもあらずだと思うんですね。そういうところが精査されてきますと、人口減少に入ってきてしまうんじゃないかなっていうのは、前からのこの第1回もいただいたときからちょっと考えていたことなんですけど、どんなものでしょうかね、そのような考え方は。

【事務局】

はい、ありがとうございます。やはり住んでいらっしやらないけれども、基本料金だけずっと払っていただいているっていう方もいらっしやいます。連絡がつく方もいれば、なかなかちょっとつかないっていう方もいらっしやるので、お宅の方をどうするかっていうところについては所有者の方の管理になってしまいますので、こちらからどうこうということは難しいですけれども、空き家であれば空き家対策の方と連携して対応ということになるかと思います。以上でございます。

【H委員】

そのような形態の中でしたら増でも大丈夫なのかなと思いました。ありがとうございました。

【事務局】

すいませんあとは補足ですけども、この水道使用者っていうのは、住民登録の無い方でも使っている部分もありますので、目に見えないところもございますので、その辺も加味して考えていただければいいかなと思っています。

【議長】

はい、ありがとうございます。では、I委員お願いします。

【I委員】

はい。私も同じように二段階でお願いできればと思っております。やっぱり、何でもかんでも値上げという部分の中で、生活に必要な水道料金ともなるとまた本当に負担だなって思う方もたくさんいらっしやると思いますので、ただ説明が本当に色々具体的な数字とか聞いたときに、それぐらいなら、それぐらいってこともないかもしれないですけど、仕方ない値上げの範囲なのかなっていうふうに思いました。それから水戸市とか行方市とかの数値を聞いたときに、本当に古河市はまだまだ低いので、そういうことを聞いて古河市はすごいなんか頑張っているんだなっていう、感じを受けました。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。続きましてJ委員お願いします。

【J委員】

Jです。すいません、先ほど皆さんが言われたように料金体系に関しては二段階がよろしいと思います。それとパターンの方に関して、これは決まってはいるんですが。まだ決まってないですか。

【議長】

どのパターンでしょうか。

【J委員】

料金パターンです。3つのパターンに関してはどれにしますかっていうのはこれからですか。それに関しては今話が飛んでいるような感じなので。

【議長】

ごめんなさい、1番の(3)の、これは基本的には現行の二部料金制を維持して、料金値上げをしたいということ。

【J委員】

分かりました。そうすると最後の3番目を利用して二部制を設けるという形です。先ほど委員の方からもありましたが、古河地区の方が水道料金が上がってしまっていてびっくりするっていうようなお話も出ておるんですが、先日もちょっとテレビ等々でやっぱり水道管の老朽化問題が非常にこれから問題視されてくるので、これから思川とか南摩ダムからの給水のお考えもあると思うのですが、この値段の金額に蓋を空けてみたら水道管の工事代金もプラスされるから、もっと金額変わりますよっていう形になってしまうと、それは価格が違うのかそれとも水道局関係でやるのかそれを確認したかったと思います。よろしくお願いします。

【議長】

はい。J委員の質問の中で、その老朽管の更新の費用をいかに今後、それはこの値上げの部分とどんな関係にあるのかを説明ください。

【事務局】

はい、J委員ありがとうございます。ご質問にお答えします。今回の財政シミュレーションに関しましては、単純にダムが上がるからですっていうものではなくて、今後その先を見通して、今の老朽管の更新も含めた数字でシミュレーションを行っているところでございます。老朽管がかなり多くなってきているので、先ほどC委員もご心配されていらっしやいましたけれども、なるべく早く更新をしていきたいという中で、経営状況・人員体制を踏まえて迅速に入れ替えを行っていくというような計画のもとにですね、シミュレーションを行っておりますので、今回令和11年までのシミュレーションでご提案したところでございますが、そちらにつきましても老朽管、あとは浄水場の設備関係、全て盛り込んだ形で計算してございますので、先ほどおっしゃっていた費用もこちらで対応するという事で含まれてございます。以上でございます。

【J委員】

はい、ありがとうございます。そのようなご意見でありますので、この料金改定に関してはやはり先ほど言った旧古河市の住民の方が、また値段が上がるというふうなお話をされるのではなく、それは当初の水道管の老朽化の工事代金も含めてご説明をさせていただいた方が、インパクト的にやはり合併したときのを問題で、旧古河・旧総和・旧三和の皆さんの各住民さんの考え方って皆さん違いますので。で今非常に逼迫されてるのは、先ほどC委員からもあったように、良い水が来ているんだけどもなんだか味が違っちゃっているよねって古河市民の方が言って、それでも水道料金を上げるので、だから水道料金を上げるんですよっていうことも含めた流れを、水道課さんの方もこれからご説明の中には含めて、あの先ほど事務局のご説明は十分分かっているのですが、ホームページ等々に載せるに関しても、そのようなお言葉も含めた、今テレビでも先日も何ヶ所か水道管がこんなになっていたんだよっていうなことをやっておりましたので、自分の旧古河市なんかこんなになってるのかな、水が飲めなくて買って飲まなくちゃいけないのかなっていうな、不安なお気持ちにならずにいいかなと思っております。また先ほど言った空き家問題に関しても、今度は不動産登記上があって住所不定の方は必ず登記しなくちゃいけない、住所変更しなくちゃいけないっていう法務局の義務化されてくると思いますので、そうすると今度は空き家の問題に関しても追いかけることができるし、先ほど言った数値の関係ですね、空き家がどうなるかで今私も色々なところにコミュニティの会長とか行

政区長とかやっていて聞いていると、やっぱり核家族化されてもやはりお父さんとお母さんの近くに住みたいと言って、古河市に住んでる方は結構いる現状があるので、その魅力を上げていっているからこそ先ほど言った住民票がない人でも入っている方が何人もいて、その方が水道料金を使っているので住民登録者の人数とちょっと合わないのはそういうところなんですっていうことが先ほどの事務局からのお答えだと思うのですが、そういう形であるのでやはり古河市の魅力を伝えれば水道の使用量も増えてくるし、料金の方もそれなりに軽減されるのではないかなと思いますので、アピールをもう少しお願いしたいと思って回答します。ありがとうございました。

【議長】

はい、続いてK委員をお願いします。

【K委員】

はい、Kでございます。私も皆様と同じように二段階でやっていただくのがよろしいかと思えます。ただ二段階でも、この例のように2年続けてでなくて、合併時と同じように少し間を置いて改正をしていただいた方が住民に対する配慮があるのかなと思いますので、二段階でやる時には説明等も十分に周知していただいた上でやっていただければと思います。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございました。続いてL委員をお願いします。

【L委員】

Lです。私も二段階で料金の値上げすることには賛成です。C委員やJ委員がさっきおっしゃったように、水道管の耐用年数がどんどん経過していつまで経っても腐食していることについて私もすごく心配していたので、今お2人の質問と回答を聞いたことで少し納得ができました。水戸の方と県南の方で、すごく値上げしないと追いつかないっていう状況になったとき、古河市はすごく黒字経営で優秀だなと思って聞いていたんですけど、そこが23%も値上げしないといけないっていうのは、どういふことでその数字が出てきたのかっていうのを知りたいと思ったのと、後はこの先いろんな自治体が民営化の方に手を出しているように、古河市はそういうことは本当にないのかっていうのも確認したいなと思います。

【議長】

はい、事務局をお願いします。

【事務局】

はい、L委員ありがとうございます。他団体の料金改定の理由というところに関しましては、やはり人口減少・施設の老朽化ということで、数年前から国の方からもですね、よく検討しなさいということでどんどん通達が来るようになりました。経営状況を公表するツールとしていろいろ提供もありまして、今ホームページでどこも同じような様式で経営状況を公表して、この先行くともまずいんだぞっていうところがわかってもらえるように国の方でも工夫してやっているところで、そういったものもどんどん出てきた中で料金改定考えなきゃなっていう団体が増えているというところで、水戸市さんですとか県南水道企業団さんの資料を見ると、やはり人口減少とあと施設の老朽化が著しいというところで改定に踏み切っているところがございます。共通してるのは、古河市以上に改定をずっと据

え置きにしていたっていうところもあるかと思います。

もう1点が民営化ですね。民営化につきましては、水道事業で民営化しているところっていうのが、宮城県が去年からなんですけれども末端給水じゃなくて用水供給事業なので、要は市町村に水を売る側なんですけれども、宮城県の方で民営化に踏み切ったところでございます。末端給水ではいまだにないということで、民営化のメリットとしてはやはり民間活力を生かして人員の確保とか、サービスの拡充とかそういったメリットもある一方ですね、やっぱり水道っていうのは生命の源で絶対なくちゃならないものの中で、その経営が悪化したときにちょっと極端な話なんですけれども夜逃げみたいな形になってしまうと、とんでもない話になってしまうので、やはり地方公共団体で経営するのが望ましいのかなというのが今の古河市の考え方ではあります。そこは他団体もそうだと思うんですけども民営化のメリットとデメリットを比較したときに、安全安心な水を続けるっていう意味ではちょっと民営化はまだいろいろ検討の余地があるのかなっていうところで考えているところでございます。以上でございます。

【議長】

はい。ありがとうございます。もう1つ意見ですね、はいどうぞ。

【L委員】

はい、意見ではないのですが、民営化については本当に自分も世界中で失敗しているものがどうしても日本に取り入れてしまうのかっていうのをすごく危惧しているところなので、その考えを聞いて安心しました。

【議長】

ありがとうございます。M委員お願いします。

【M委員】

Mです、よろしく願いいたします。私達は使用者の立場で参加させていただいておりますので、できれば値上げがない方が一番いいんですけれども、今の金額を聞きまして、この程度ならなんとかっていうふうには思いました。この2回に分けてという形で二段階、これにも賛成させていただきたいと思います。あとは続けて令和7年、8年なので先ほどD委員さんのご意見にもありましたように、使用者の立場からするとやっぱり1年やって様子を見て、結果を見てまた1年後みたいな形でやっていただくと市民の立場からは分かりやすいし、その方が市民からの意見としては、こんな形でやったのだなっていう形でみてもらえるのではないかと思いますので、もしご配慮していただければありがたいと思います。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。N委員、お願いします。

【N委員】

私もM委員さんと全く同じ意見で、やはり1年間を空けた方がいいかなと思うんで、最初に水道料金の改定をしたときも、1年空けて何の問題もなかったような気がするんです。スムーズに移行できたような気はしてるんで、やはり次の年度じゃなくて1年空けていただければいいのかなと思います。そしてちょっとずれるんですけどお聞きしたいことがあって、先ほどL委員さんが民営化につい

て言っていましたけど、一つの県で一つの水道事業になるじゃないですか。その後ってというのは、それは民間に委託したりとかについて県では何かそういう考えがあるんですか。県で何かやるんですか。

【事務局】

はい、N委員のご質問にお答えします。広域化の話だと思うんですけれども、茨城県が主導となって各地区でまず水道事業をまとめて、30年後には一本化したっていうようなところで進めているところでして、まだこれから検討調整会議というものが開かれることになっておりまして、これから検討が始まるっていうところなんですけれども、今のところ民営化をすとかそういうお話は全く伺っていないというところでございます。

【N委員】

何年か前に国会で国会審議が終わった後にどなただったか、国会議員の方が今後の問題として水道事業の民営化って言うことを言っていたので、いつかそういうことするのかと思って、今回もこの各都道府県にこの水道ビジョン等が出されて広域化を図るって言ってきているんですよね。いずれ民営化していくのかなあとと思って、どんな形になるのかちょっと心配なんですけど。はい、やっぱりまだ先のことですよね、分かりました。

【議長】

ありがとうございます。皆さんの貴重な意見を色々出していただいて大変お世話になりました。H委員の方から再質問でございます。

【H委員】

申し訳ございません。先ほどお話すればよかったんですけど、実は水道使用水量等のお知らせっていうので、皆さんのとこに来ているかと思うんですけども、私達の話の中で今この表を見ますと、今回の指針と前回の指針で差額を出して水道使用水量として水道料金を計算しているような形なんですけど、今回のこのような打ち合わせの中で基本料金も上げる、従量料金も上げるというような形に今なっているかと思いますので、メーターは何mmっていうのはもちろん書いてはありますけども、基本料金っていうのは表示されていないんですね。水道で他市町村を調べましたら、やはり基本料金っていうのは明記されているのが何ヶ所か調べてみたんですけどありましたので、できれば基本料金は基本料金、従量料金は従量料金っていう形をとっていただいた方が市民の皆さんには分かりやすいかなと思うんですね。これから値上げっていう形だと、全部想定的な数字でいくらっていうよりもこの部分ではいくら、この部分ではいくらっていうのが自分の目で確かめられるかと思いますので、できればお願いしたいと思っております。すみません。

【議長】

はい、それについては答えが出ますか。

【事務局】

H委員さんのご意見を取り入れまして、できるかと思うんですけどちょっと持ち帰って検討させていただきますと思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。

【議長】

最終的に整理いたしますと、料金の改定方法は二段階で、望ましいのは初年度から1年置いて2回目は初年度から3年後という、そういうような流れの方が望ましいのではないかという結果となりました。あと活発な意見の中で、老朽管の更新の部分も加味して算定の中に織り込んであるのかっていうのは、費用のなかで当然織り込んであるということですね。

【事務局】

はい、議長ご質問ありがとうございます。今回、令和11年までの算定期間ということでシミュレーションしてございますけれども、そちらには管路の更新も入っております。あとは計画的に設備を更新している浄水場設備の更新も含まれてございます。

【議長】

一番のメインはダム費用の負担金の発生というのが今回の料金の改定の考え方ですけども、やっぱり総合的な健全経営を目指した中で8.5%という数値を算定したという考えのもと、市民の皆さまにわかりやすいような表記で、最終的には答申案が次回まとめられる運びとおかげさまでなりましたので、そこら辺の文言をきちんと精査して、次回皆さんにお示しできればと思います。

それと検証は1年やって、B委員のご質問ではないですけども、上回ることはおそくないでしょうと。結果的に経営が安定して下回るがあれば、4.0%から4.5%という流れが、4.0%から4.0%でっていうことも、そのときになってみないとわかりませんが、そういう想定もありますと、そういうことでよろしいわけですね。

【事務局】

はい、ご質問にお答えします。そうですね、この割り振りにつきましてはその頃になると思川開発の負担金の精算も終わったり、あるいは収入も人口の変動に応じて出てくるかと思えます。そのとき一番最善の方法として、まずもって住民の皆様の負担をなるべく抑える。そして健全な経営を続けられるような、そういうバランスを考慮して、ご提案していきたいと考えております。

【事務局】

はい。一応確認の部分も進んだかと思しますので、最後にJ委員。

【J委員】

Jです。毎回申し訳ございません、最後にお聞きして恐縮です。先ほどの料金表の関係ですが、ペーパーレス化っていうのは考えてはいないのでしょうか。東京電力さんとか、そういうところはもうペーパーレスになってきている状況があるんで、それはどうなのかなっていうのが一つあります。ただ、メーターボックス確認の方は、2回ほど●●行政区で命を落としてしまった方がいて、メーターを測りに行ったときにその方が玄関先に来て救急車を呼んでくれたっていう人がいました。あともう1人の方は境に住んでいる方で、空き家でガラスが割れていたっていうことで連絡があったということがあったので、その人の確認というのは、メーターを目で確認するっていうのは、本来だったらコンピュータ関係とかそういうのもいいですが、やっぱり1件1件確認することが大切かなっていうのは、ありました。ただペーパーレスに関しては、やっぱりストックしておくのもあれなんで、東京電

力さんも今は実際的には紙ベースも何も来てないので、ペーパーレス時代でアプリ化・メール化って
いうことも少し考えてもらった方がよろしいかなと。そうすれば、先ほど言った基本料金のお宅で使
った分は棒グラフで出るとか、折れ線グラフで出るというふうな感じも出てくると思うので、それも
含めたご検討もこれからいただければと思ひまして、最後のご質問です。

【議長】

はい。事務局からお願いします。

【事務局】

J 委員さんのご質問にお答えします。今のところペーパーレスに関しましては考えていないところ
でございます。検針に行った際に、漏水していた場合はお客様にちゃんと説明をしたり色々必要な
事項もありますので、今のところはちょっと考えておりませんが、勉強だけはしていきたいと思っ
ていますので、よろしくお願ひいたします。

【議長】

はい、以上でよろしいでしょうか。

とりあえず議事の進行が無事終了しました。委員の皆様、長時間にわたり慎重な審議、活発な審議
大変ありがとうございました。事務局の方から、次回の審議会の内容を含めて、よろしくお願ひしま
す。大変ありがとうございました。

3 その他

- ・ 事務連絡
- ・ 次回スケジュールについて

次回は 11 月 29 日に開催予定

4 閉 会